◎県議会議員の定数等に関する条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1　令和７年国勢調査の結果に基づき、県議会議員の定数を改めることとした。（第１条関係）

2　令和７年国勢調査の結果に基づき、県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることとした。（第２条関係）

3　施行期日等

（1）　この条例は、次の一般選挙から施行することとした。（附則第１項関係）

（2）　所要の経過措置を講ずることとした。（附則第２項関係）